

新ハイキングクラブ横浜支部 会則

(名称等)

第1条 本支部は「新ハイキングクラブ横浜支部」と称し、団体の所在地（事務局）を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 本支部の目的は「登山、ハイキングを通じて会員相互の親睦を図る」ことである。

(会員)

第3条 本支部は「新ハイキング」のA：本部会員（会報購読）とB：賛助会員（会報購読せず）の2種類（A又はBのいずれかを選択）の会員で構成する。例外としてC：他支部重複で本部会員の方（他支部にて本部登録をされている方）を含む。

(活動内容)

第4条 本支部は次の行事を行う。

- (1) 例会及び支部山行の開催。
- (2) 支部ニュース、部報（羊歯）等印刷物の発行。
- (3) 会員相互の連絡およびその他必要と認める行事。

(委員)

第5条 支部には支部長1名、副支部長1名以上、担当係の委員を必要数おく。
任期は1年とし、再選は妨げない。

委員は会員から募集又は選出し、例会出席者の2/3以上の賛成で承認される。

（支部長、副支部長と担当係の選出方法は別途覚書で定める）。

委員は、本部関係委員と支部内関係委員の2種類の委員からなる。

本部関係委員は支部長及び本部連絡委員とし、両委員は本部会員であること。賛助会員が選ばれた場合は自主的に本部会員に登録する。

支部内関係委員は本部会員又は賛助会員とする。

支部内関係委員は下記とする。

副支部長・会場・会報・印刷・発送・山行・会計・保険・書記・HP・会計監査

(入会)

第6条 入会は入会希望者の参加した山行の係が推薦し、支部長が承認する。

(退会)

第7条 退会希望者は、その旨、支部長に申し出ること。

(会費)

第8条 3月末までに次年度分の会費を納入する。

途中入会者は4ヶ月毎に低減された相当額を支払う。

- (1) 途中退会者には返却しない。
- (2) 未納者は退会とみなす。

□支部費について

支部会費は基本的に3,800円/年とする。具体的な支払額はA：本部会員及びB：賛助会員及びその他（C：他支部重複で本部会員の方）で異なる。

□本部に支払う金額について

支部は所属する会員（賛助会員を含む）の会員数に応じた団体会員の会費を毎年7月末までに本クラブ（新ハイキングクラブ）に納入しなければならない。

支部は毎年7月末までに、支部に所属する本クラブの正会員の人数に応じた交付金を受けることができる。（交付金は1,500円/1人）

A：本部会員 3,800-1,500=2,300 円（本部への名簿登録後、本部会員のみ1,500円/1人の交付金として本部から支部に資金的援助があるので、本部会員のみ事前に1,500円減額処理をする。但し初年度のみ3,800円とし次年度以降2,300円。退会時精算する。）

B：賛助会員 3,300+500=3,800 円（500円は賛助会員としての登録料として支部から本部へ送金する。）

C：他支部から本部会員登録している本部会員 3,300 円（他支部にて本部会員登録している本部会員は、横浜支部提出の本部会員名簿には記載せず。）

（事故の責任）

第9条 支部山行の事故に対して支部長及び係は、一切の責任を負わない。

（除名）

第10条 役員会の決定により除名することもありうる。

（会計）

第11条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（会則の変更）

第12条 本会則は、例会出席者の3分の2以上の賛成を得れば変更することができる。

（その他）

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則 昭和33年4月1日より施行する。

一部改正 昭和41年5月10日/昭和43年/昭和44年/昭和60年2月13日/昭和62年4月8日/平成1年1月8日/平成23年6月30日/平成24年5月22日/平成24年10月10日/平成24年12月12日/平成25年3月31日/平成27年7月12日/平成30年1月10日

第13条に定める覚書、規約等

覚書-1 支部長、副支部長、委員選出方法

覚書-2 横浜支部の運営に関する一般事項及び委員の担当（係）業務実施事項

覚書-3 保険、山行・委員会などの費用、名簿作成、入会条件

覚書-4 参加者心得

覚書-5 年度山行計画作成に当たっての基本方針

レンタカー及びマイカーを利用した山行に関する規約